

移住ガイドブック制作事業業務委託 企画提案競技審査基準

1 目的

本審査基準は、移住ガイドブック制作事業業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書、経費見積書、賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組を評価する資料、企画提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

3 審査評価内容

(1) 評価方法

- ・移住ガイドブック制作事業業務委託仕様書で提示した事項について、企画提案書の内容を基に評価する。
- ・評価項目それぞれについて(2)(ア)のとおり5段階評価を行う。ただし、評価項目「賃金の水準向上」、「女性の活躍推進」に関する取組については(2)(ア)の評価基準によらず、条件を満たした項目について評価基準(2)(イ)、(ウ)の通りの評価点を与えるものとする。
- ・全評価項目の合計を100点満点とする。

(2) 評価項目及び評価観点

企画提案評価票のとおり。

(ア) 5段階評価の評価基準

評価点	評価基準
5	記載された内容が特に良い。
4	記載された内容が良い。
3	記載された内容が普通である。
2	記載された内容がやや劣る。
1	記載された内容が劣る。

(イ) 賃金水準の向上に関する取組の評価基準および配点

大区分	小区分	評価点
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。

- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(ウ) 助成の活躍推進に関する取組に評価基準および配点

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人	女活法※ 2	各 0.25	最大 0.5
	以下の企業	次世代法※ 2		
えるぼしチャレンジ企業認定※ 1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法※ 2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法※ 2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法※ 2	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点が行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

(3) 選定順位

- ・審査員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- ・各審査員の評価票の点数を算定し、点数が高い順に順位を付ける。
- ・各審査員の順位 1 位とした数が最も多い企画提案をした者を委託候補者として選定する。
- ・ただし、総合点が同点の場合は、審査員による協議により、委託候補者を選定する。

- ・企画提案が仕様書の内容を満たさない場合は、委託候補者を選定しない。